# 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第42号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親家庭等）

## 委員会規則第３条第１項に基づく届出書

| | |
|---|---|
| 1. 執行機関の別 | 都道府県知事・市区町村等 |
| 2. 都道府県名 | 北海道 |
| 3. 市区町村名 | 中頓別町 |
| 4. 届出番号 | 4 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 ： ひとり親等の医療費助成に関する事務 |

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---|---|---|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの | 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第42号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親家庭等） |
| ②番号法別表第１の項 | 45 | |
| ③番号法別表第２の項 | 65 | |
| ④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 行政手続における特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1項<br>重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの<br>重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和53年条例第42号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの（ひとり親家庭等） |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条 | 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 | この条例は、重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則 |

## 2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

### 事務1

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---|---|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令36条 項1号 | 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第5条 |
| 事務の内容 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号（同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例第6条の規定による受給資格の認定申請に係る事実の審査に関する事務 |

### 特定個人情報1

| | | |
|---|---|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令36条 項1号ｲ | 重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第3条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 道府県民税又は市町村民税に関する情報 |

| | |
|---|---|
| 備考 | |

## 届出情報

| | |
|---|---|
| 独自利用事務の対象者 | |
| 番号法第９条第２項の条例に規定した日 | |
| 保護評価の実施の有無 | |
| 評価書番号 | |
| 保護評価書の名称 | |
| 保護評価書のURLリンク | |

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.